

平成20年6月宮崎県定例県議会

環境・新エネルギー対策特別委員会会議録

平成20年6月27日

場 所 第3委員会室

平成20年 6 月 27 日（金曜日）

午前10時 0 分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 新エネルギービジョンの進捗状況等について

環境森林部

1. 県外からの産業廃棄物搬入量と処理方法について
2. 県内の木質バイオマスの現状について

○協議事項

1. 活動計画の変更について
2. 県内調査について
3. その他

出席委員（12人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	河野	哲也
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		蓬原	正三
委員		黒木	覚市
委員		押川	修一郎
委員		外山	衛
委員		宮原	義久
委員		黒木	正一
委員		鳥飼	謙二
委員		凶師	博規
委員		権藤	梅義
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	丸山	文民
県民政策部次長 (政策担当)	渡邊	亮一
部参事兼 総合政策課長	土持	正弘

環境森林部

環境森林部長	高柳	憲一
環境森林部次長 (総括)	森山	順一
環境森林部次長 (技術担当)	寺川	仁
部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	道久	奉三
山村・木材振興課長	楠原	謙一
計画指導監	森	房光

事務局職員出席者

政策調査課主事	近田	暁洋
議事課主査	隈元	淳二

○西村委員長 ただいまから環境・新エネルギー対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、まず、県民政策部により、新エネルギービジョンの進捗状況等について、環境森林部より、産業廃棄物の県外からの搬入量と処理方法、そして県内の木質バイオマスの現状について、概要説明をいただいた後に、県内調査の計画について御協議いただきたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部においでいただきました。

早速ですが、概要説明のほうよろしく願います。

○丸山県民政策部長 本日は、前回の委員会において御指示のありました、新エネルギービジョンの進捗状況について説明させていただきます。

詳細については、総合政策課長のほうから説明させていただきます。よろしく願います。

○土持総合政策課長 それでは、前回の委員会で御質問をいただいております、新エネルギービジョンの進捗状況、それから新エネルギー関連事業について御説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、新エネルギービジョンの進捗状況でございますが、目標を設定しております9つのエネルギーについて、ビジョン策定時の平成15年の現況値と平成25年度の目標値、平成18年度の実績値を記載しております。一番右の欄に進捗率とありますが、これは、計画目標の25年度までの計画期間内において増加させるべきエネルギー量に対して、18年度実績値の割合を示したものでございます。

一番上の太陽光発電でございますが、現況値と目標値の差約3万4,000キロワットを期間内に

ふやす目標に対しまして、実際には18年度までに2万3,000キロワット増加しておりますので、進捗率は69.7と表示をさせていただいております。このように全体を見てまいりますと、ほとんどの分野でおおむね順調に導入が進んでおりますが、太陽熱利用、風力発電、地熱エネルギーの3分野につきましてはバーの線を入れております。これは、計画策定時よりも減少、または導入が進んでいないものでございます。

これらの要因でございますけれども、太陽熱利用は全国的にこのような傾向でございます。理由等として太陽光発電への切りかえ等が進んでいるというような説明がされますけれども、これのピークは、最初のエネルギーショックの70年代だと思っておりますが、それから更新時期を迎えて更新をしない世帯がふえているのではないかと推測されます。

それから風力発電は、ビジョン策定時は延岡市と串間市の2カ所に設置されておりましたが、串間市の施設が19年度から休止をしておりますので、減少となっているところでございます。

それから、地熱エネルギーは、ビジョンでは県内で1カ所程度の導入を想定してありますが、経済的な要因等から導入が進んでいない状況でございます。

それから、中小水力発電でございますが、数値が2段書きになっております。これは当初、現況値を上段の56万7,000キロワットとしておりましたが、作業をしていく段階で、下段の括弧書きの38万7,000キロワットが正しい数値ということを確認しておりますので、再整理を行ったところでございます。

それから、それぞれの具体的な状況を2以下に記載しております。まず、(1)の太陽光発電、①の住宅用設備でございますが、18年度末の設

置件数が8,733件となっております、世帯普及率は佐賀県に次いで全国第2位の状況でございます。また、②の非住宅用の設置につきましては、県内100カ所ほど把握しておりますけれども、そのうち規模の大きなものを主な施設として記載しております。

それから、太陽熱利用でございます。これは16年の調査になりますが、太陽熱温水器の世帯普及率が全国1位となっております。これは全国消費実態調査をもとにやっておりますので、統計としては5年に1度しか出てこないということがございます。そういう事情でございます。

それから、(3)の風力発電は、先ほど申し上げたとおりでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。廃棄物発電は、表に記載のとおり3カ所の施設がございます。さらに、現在、延岡市のほうで新たな焼却場が建設されておまして、発電設備も整備する予定であるとお聞きしております。

それから、(5)のバイオマス発電は、県内に8施設ございますが、そのうちの主な施設を記載しております。一番上のみやざきバイオマスリサイクルと2番目の南国興産で、県内で排出される鶏ふんの大部分を処理していると伺っております。

それから、(6)の中小水力発電は、現在、木城町のほうで揚水発電所を建設中でございますが、全体で50カ所ある発電所のうち、約8割の41カ所が3万キロワット以下の中小水力発電でございます。

それから、(7)クリーンエネルギー自動車でございますけれども、電気、天然ガス、ハイブリッドの動力別の登録台数を記載しております。

最後に、(8)の天然ガスコージェネレーショ

ンは、ガス会社等への聞き取りで、県内、個人を含めまして29件ほどの実態を把握しております。その主な導入施設を表にしたところでございます。

最後に、20年度の新エネルギー関連事業でございます。右側の表でございますが、今年度は、5つの部局において11の事業が実施されておまして、表の一番下に記載しておりますように、予算額は合計で1億1,100万円余となっております。ただ、この金額は、企業立地促進補助金、中小企業や農業者向けの融資制度に係るものは含んでいないところでございます。また、7番の先端産業みやざき集積促進事業、9番の地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業は、今年度から新たに新規事業として取り組む事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、お願いいたします。

○徳重委員 太陽光発電の住宅用の補助制度は、今あるんですか。

○土持総合政策課長 国の補助が17年度で終了いたしておまして、一般住宅については今、補助がないという状況になっております。

○徳重委員 新エネルギーという形の中で、宮崎県が一番注視して目標を立てているわけですから、全国でも2位ということですが、緑と太陽の国宮崎をイメージするためにも、こういったもので大きくイメージアップすることは非常に大事だと思います。何らかの支援策、普及についての具体的な考え方というのはあるんですか。

○土持総合政策課長 私どもとしても、県の財

政事情等もございましてなかなか歯がゆい部分があるんですが、現在、国のほうで新たに助成制度を検討されているようでございますので、それを十分見きわめながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○徳重委員 国がそういった前向きの姿勢であれば、宮崎県が率先垂範するような形の中で、やるべきだということを誘導すると。今度のサミットを中心として、こういった状況の中で、率先して取り組むことも非常に大事じゃないかと思っておりますので、前向きな御検討をよろしくお願いいたしたいと思えます。

○井本委員 費用対効果というのは何でもあるんですね。私は、随分前にエネルギーなどいろいろ勉強しましたが、風力発電が1億円かけてETOランドに建っていますけど、1億円分のエネルギーをどのくらいたったら回収できるかといったら、30何年かかると。とてもあれば30年間もつはずはないわけです。専門家に聞いてみたら、熱効率が一番いいのは原子力だと。はっきり言って、太陽光とかいうのは設置に費用がかかるわけですね。費用ということはコスト、お金、そこにエネルギーがつき込んであるわけですから、そのエネルギーを回収するのにどのくらいかかるかとなると、結局は回収できんまま終わるという確率が非常に高い。そのくらいことはちょっと勉強すればよくわかることです。だから、ヨーロッパではこんなものには余力を入れていない、実際のこと言って。コストがかかるということは、そこにエネルギーが入っているんです。エネルギーが入っておるということは、そのエネルギーを回収するためにまた時間がかかる。クリーンと言うけど、本当のクリーンじゃない、実際のこと言ってね。ここにクリーンエネルギー自動車、天然ガス、ハイブ

リッドと書いてある。電気は排ガスも何も出らんで非常にいいと言うけれども、電気自動車をつくるのに何千万もかかるとなると、そのコストはどのように回収できるのか。電気自動車は大分コスト回収率がよくなった。水素自動車なんていったら、それこそ絶対回収不可能だろうと言われていましたね。その辺のことを見きわめながらやらんと、本当の地球のCO₂を減らすということにはならんと思うんです。その辺のことはもちろんわかっておられると思うんですが、ちょっと基本的な考えを聞かせてください。

○丸山県民政策部長 確かに井本委員のおっしゃるとおりでありまして、今お話に出ました太陽光発電は、家庭用で200～230万ぐらい設置費がかかると言われています。今、課長が答えましたけど、経産省は4～5年先には130万ぐらいまでコストダウンさせようと、半分ぐらいまで持っていこうという考えです。そういうことをどういう技術開発でやるのか、その辺の詳細はわかりませんが、そういう考えで経産省のほうで来年度予算に向けて構築を図られていると伺っております。

それから、太陽光発電は、今、九電はキロワット25円ぐらいで買っていると思うんです。ところが、聞くところによると45～46円コストはかかっていると。ですから、20円ぐらい赤字です。売電のとき高く買ってもらえれば導入に対するインセンティブが働くんです。コストを回収するのに20年ぐらいかかると聞いておりますので、来年度予算の国への提案要望にもはっきりそういうことを書いております。

それと、これは別の話になりますけれども、鹿児島県の長島に九電が、物すごく大きい風力発電を22基ぐらいつくられて、試運転に入られ

ると思います。風力発電も大きな施設の割には驚くような発電量ではありませんので、これもコスト回収にお金がかかる。しかし、そうは言っても、今、電力会社には、いわゆるRPFという目標値がありまして、発電量の1.35は新エネルギーからのものによらなければいけないという法律の規定がありますので、電力会社はそういうことで一生懸命やっておられるわけです。

もう一つは火力発電です。これも井本委員がおっしゃったように、もともとはも石炭を燃やしているわけですから、石炭をたくさん燃やせばCO₂が出ます。火力発電をふやせばふやすほど二酸化炭素の排出量がふえるという問題がございます。そういう問題は我々も認識しております。以上であります。

○井本委員 今から熱効率、費用対効果、そしてCO₂を出さんということを見たときに、今後の目指すべき方向性としてはどれになるというふうに考えておりますか。

○丸山県民政策部長 県の新エネルギープランでは、重点導入として、太陽光発電と熱利用、それとバイオマス発電と熱利用、もう一つは天然ガスコージェネレーション、この3本柱でやっていこうということになってはいますが、宮崎県の日照時間が全国3位ということから見ますと、太陽光発電が一般家庭の普及としては一番最優先に来るという考えでおります。

○井本委員 最初の話と、原則論とあれとが食い違うような気がするけど、太陽光発電のコストがだんだん下がってくればそのようになるのかもしれない。

もう一つは、原子力発電についてはどう思いますか。

○丸山県民政策部長 原子力発電は、たしか今、発電量で一番多いと思います。先ほど委員がおつ

しゃったように、これはCO₂は一番出ません。ですから、九電も川内の3号機を増設されると伺っておりますけど、傾向としては、原子力発電の発電量が減る傾向にはないと考えております。

○黒木正一委員 太陽光発電のパネルは耐用年数は何年ぐらいですか。

○土持総合政策課長 メーカーによってそれぞれ違うとは思いますが、一般的には30年ぐらいと言われているようであります。

○黒木正一委員 あれはリサイクルといいますか、また使えるのか。廃棄物になるわけですか。

○土持総合政策課長 済みません。はっきり把握しておりません。想像ですけれども、当然、リサイクルで使用できると思います。

○黒木正一委員 あれを宮崎の工場で作ってドイツなどに輸出してますよね。ドイツでは国の政策で高く買うから、ハウスの上にパネルをいっぱいつけて、野菜をつくらずに売電でやっているところまで出てきているということですが、先進的にやっている国は、パネルを大量に使った後どうするのかかわかっていますか。新たな廃棄物を生む可能性があると思います。

○丸山県民政策部長 太陽光発電は近年普及しだしたものですから、まだ産業廃棄物としての蓄積はないだろうと思います。今、黒木委員がおっしゃったようなことは今後の検討課題だと考えております。

○鳥飼委員 初歩的な質問で恐縮ですけど、17年度にNEDOを通じた国の補助が終了しているんですが、このときの理屈はどういうことだったんですか。

○土持総合政策課長 家庭用に対しまして、パネルの技術が普及しているとか、普及が一般化したということで終了したと聞いております。

○鳥飼委員 私も、メーカーの技術改良で値段が安くなったということもあって、国が補助をしなくても広がっていくだろうという前提のもとで打ち切ったんだろうと思っています。

間もなく洞爺湖サミットが始まります。まだ大きく報道とかでも出てきていませんけれども、エネルギーとか食料、人類全体の課題が議論されると思います。そのときに、原油がぼんと上がっていますし、エネルギーについていろいろ議論されると思います。日本はいろいろなものがないわけですから、新エネルギーというところに非常に着目をされるのではないかなと思うんです。地球温暖化について、地球温暖化は果たしてCO₂が原因かという持論を展開している人もあるし、200年、300年の地球のサイクルの中の上がっているときではないかという人もいます。しかし、大方はCO₂ではないかと、気候変動に関する政府間パネルでいろいろと議論されておりますから、そういう方向での議論になっていくだろうと思うんです。

その際に、マイレージ、中国から食料を輸入すれば、運賃（重油代、燃料代）もかかって、結局は高いものを我々は食っているんじゃないかということで、地産地消というのはそういう意味でも効果的なんだという議論も起きています。新エネルギーが非常に注目をされてくると思っています。太陽光発電をつけておられる方も何人かおられて、私が家を建てたのは20何年前ですからつけていないんですが、都城の満行さんはつけているので、「つけてから物を言え」といつも怒られるんですけども、地球の温暖化を含めて、資源循環型が求められてくるんじゃないかなと思うんです。さっき部長がおっしゃった、太陽と緑の国の宮崎が全国で3番目に日照時間が長いことを有利に展開していくことが非

常に大事ではないかなと思うんです。基本的には、定められた新エネルギー方針ということで進めていかれると思うんですが、サミットを受ける形というは大仰ですけども、新エネルギーを推進していく上での考え方については特にございませんか。

○丸山県民政策部長 来月の洞爺湖サミットは「地球環境サミット」と定義づけられております。国でやられることですから、はっきり申し上げて、それに対するスタンスというのは県の場合はありません。県としては、今、お話にあったように、日照時間が全国3位ですから、ここらあたりを重点的に進めていく必要があるのかなと考えております。

CO₂削減については、環境森林部のほうで削減計画を定められておまして、それにのっかって県庁全体、事業所全体でやっていくという話で、詳細は承知しておりませんが、それに基いて計画が達成しているのか、たしか毎年実績を出しておられると思います。多分、順調に進んでいるんじゃないかなと考えております。

○鳥飼委員 太陽光発電にしても売電のことがあります。これは国策になるだろうと思うんですけど、もともと各電力会社は国が経営をおった、官営会社だったわけです。それを民営化されたんですが、電力会社にはそういうものを積極的に買っていくという姿勢が求められている。そうすると、もうからんと買わんわということになるから、国が規制をして、強引に一定程度買いなさいというようなことをやっていくことで進展をしていくと思うんです。先ほど、太陽光、地熱、天然ガスと3つありました。宮崎県は金がない、どこの都道府県も金がない、国もないけれども、やりますよと言っているわけです。そこに対して県として独自のインセン

タイプ、何かをくっつけて押し出していこうというものが求められていくと思うんですけれども、そこについてはどんなお考えでしょうか。

○丸山県民政策部長 先ほど太陽光発電の話で、県の助成制度について徳重委員からも話がありました。いつもこれを言うと怒られるんですが、御存じのように財政的に厳しい状況であります。新エネルギープランは25年度までの目標ですから、その中で何らかの財政措置ができるのか、今後検討課題だとは認識をしております。

○蓬原委員 太陽光発電に意見が集中していますが、この太陽光発電は、後づけじゃなくて新築の場合に非常にメリットがあるわけです。というのは屋根材の一部になる。したがって、新築する場合は屋根部分の構造部分が防げるということですから、その分建築費が安くなるというメリットがありますので、そのあたりもPRの中には入れておくべきだろうと思います。

もう一つは、将来的な話でしょうが、今、国策としてという話がありました。確かにそのとおりであって、例えば建築基準法で、新しく家をつくるものについては太陽光のパネルをつけなさいとか法的な整備、それが強制が効くかどうかわかりませんが、そういうものを法で縛っていく。法で縛るからには、そこに助成制度があってもいいのではないかということで、建築基準法で義務づけていくことはできるんじゃないかと思います。国のそういう動きがあるかどうか質問をしておきたいと思います。

○土持総合政策課長 先般、福田総理が記者会見で言っておられるんですけれども、太陽光発電につきましては、世界一の座を奪還するために、導入量を2020年までに現状の10倍、そして2030年までに40倍ということをやっておられますが、その方法として、世界最大級のメガソ

ーラー発電所を各地につくる。もう一つが、今後新築する住宅の約7割は太陽光発電設置が必要だということをやっておられます。具体的にどうだというのはまだ出ておりませんが、7割という相当の数字でございますので、今、委員がおっしゃったようなことが具体的に検討されるかもしれないと考えております。

○蓬原委員 それと、地球温暖化はCO₂原因説が主流ですので、CO₂をどう防ぐかということだと思います。先ほど井本委員の前々からの持論で、新エネルギーを使いながら、実際はその装置をつくるのに物すごくCO₂を発生しているのではないかと。したがって、新エネルギーを使って発電したけれども、CO₂の発生はプラマイゼロではないかというような理論だと思っておりますが、ここは専門的にならないとわからないので、これからの調査かなと思います。例えば太陽光のパネル一つとったときに、太陽光パネルをつくるために必要な電気とか炭酸ガスが発生しているわけです。これを30年使ったときのこの発生量と、太陽光がなければ、九電から電気を買って間接的に炭酸ガスを発生しているわけで、CO₂の差がプラマイどうなのかということも専門的に調べていかないと議論ができないのかなと。今は漠然と、太陽光のパネルを使うことで炭酸ガスの発生は抑えられる、しかも再生エネルギーだから、太陽光発電施設の設置を推進しようということになっているわけですね。だから、井本委員のおっしゃることも一理はあるので、私はそうじゃないと思っておりますが、その辺の調査というのも、我々もやりますが、県民政策部でも専門的なことを学術的に調査していただきたいと思っております。

○丸山県民政策部長 話はよくわかりました。承りたいと思います。

それと、先ほどの蓬原委員の質問につけ加えさせていただきますと、例えば、太陽光発電は県が率先導入ということで、佐土原の総合農業試験場に設置をされました。タイミング的にはあそこが改築の時期だったんです。まさに蓬原委員がおっしゃったとおりの方法であそこに導入した経緯があります。また、導入のインセンティブを働かせるために、集合住宅（アパート、マンション等）に設置した場合は固定資産税を減免するという方法があることも、宮崎県は国に対して話をしていきまして、要望もさせていただいているところであります。

○宮原委員 初歩的な質問になってしまうと思うんですが、太陽光発電は住宅用で200万ぐらいかかりますということですが、これで出力はどのぐらいなんですか。

○丸山県民政策部長 家庭用で2～3キロワットでしょうか。

○宮原委員 2～3キロワットで、18年から20年で採算がとれるような話を聞いたんですけど、それで間違いはないんですか。

○丸山県民政策部長 そのように普通言われていまして、我々も聞いております。

○渡邊県民政策部次長 太陽光発電の設置費は、1キロワットで大体80万円前後と言われております。だから、家庭が2.5キロワットだと、それ掛ける2.5です。3キロワットですと240万ぐらいになります。先ほど部長が申しあげましたように、九電が買うのが1キロワット25円ということなんです。

それで、さっき井本委員からありましたけれども、最近、日本の商社がヨーロッパで太陽光発電所をどんどんつくっているんです。大きいメガワット級のをつくっているんですが、ドイツの場合は1キロワット70円ぐらいで買うんで

す。だから、先ほど言われましたコスト償還が非常に早くなるということ、それとCO₂の問題があります。日本のキロワット80万円というのをできるだけ安くしようというのと、先ほど蓬原委員がおっしゃったように、宮崎の昭和シェルは屋根とセットにしたパネルを開発しています。ほとんどあれはドイツに輸出しております。そういう状況があります。だから、一番なのはコストと償還ということだろうと思います。

○宮原委員 一般家庭の使用量はどのくらいで、200万円入れたことで使用量の何%ぐらいを賄えるものなんですか。3分の1賄えますよとか。

○丸山県民政策部長 ほとんどの一般家庭で売電していらっしゃると思いますので、家庭では余っているという状況だと思います。

○井本委員 原子力発電の話をしましたけど、新潟の発電所があの大きな地震を受けても、びくともせんかったというわけじゃないけど、ほとんどびくともせんかった。世界があれを見て、すごいと、あの大地震でもあのくらいのことで済んだということは非常に安全だというて、世界が評価しているんですよ。危険だ、危険だと言えば、何だって危険です。この辺も今までのタブーというものを取り払って、謙虚にもう一回一から見直すということがあってもいいんじゃないかという気がしておるんです。調査でその辺も見に行ってもいいんじゃないかと思っています。この前の大地震と原子力発電所のことについてはどう考えておられますか。

○丸山県民政策部長 お答えするのが物すごく難しい質問ですが、過去を振り返ってみると、アメリカのスリーマイル島で原子力の事故がありました。旧ソビエトではチェルノブイリがあ

りました。これが1970年代でしたか、あれから原子力に対する信頼性とか危機感というのがずっと続いていると思うんです。どの程度かわかりませんが、日本でも原子力に対するアレルギーというのがあります。それについては、九州電力は玄海や川内に原子力発電所を持っているわけですから、九州圏内の人を原子力発電所に訪問させて、原子力の安全性やCO₂削減効果とかを年間通じてPRをされておりますので、そういうことも電力会社としてはこれ以降必要かと考えております。

○西村委員長 ほかにはございませんでしょうか。

ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆様方、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においでいただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りいたしております、環境・新エネルギー対策特別委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

まず、1の県外からの産業廃棄物搬入量と処理方法についてであります。産業廃棄物につきましては、指導要綱を平成4年に定めまして、県外からの搬入を原則禁止といたしており、やむを得ない場合に限り搬入を認めているところであります。

次に、2の県内の木質バイオマスの現状についてであります。本県では、利用されずに森林内に残された間伐材や製材工場で発生する残材など、多くの木質バイオマス資源が発生しております。その有効活用を図ることが大変重要であります。

詳細につきましては、資料に基づきましてそれぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○道久環境対策推進課長 それでは、県外からの産業廃棄物搬入量と処理方法について、私のほうから説明させていただきます。

特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。まず、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」についてでございます。

①の制定の背景といたしましては、香川県の豊島で起こった産業廃棄物の大規模不法投棄事件に関して、平成2年、兵庫県警が豊島総合観光開発株式会社を摘発したことが発端と考へております。この豊島に持ち込まれた産業廃棄物の多くが香川県外から搬入されたものであるにもかかわらず、排出した側の県は何ら負担をいたしませんで、受け入れました香川県がその環境破壊の不利益と原状回復に要する莫大な財政負担を負うこととなりました。これを受けて、平成2年以降、全国で県外からの産業廃棄物の搬入を規制するようになりまして、現在では34道県が何らかの規制をしております。なお、本県は、この規制の根拠となる指導要綱を定め、平成4年10月26日に告示いたしております。

次に、指導要綱の概要でございますが、②にありますように、県外産業廃棄物の搬入は原則禁止とする。搬入する場合は、県に事前協議を行う。やむを得ないと判断される場合に限り、

県内への搬入を承認する、との3つの柱から成っております。

では、どのような場合に承認するかと申しますと、次の③県内への搬入を承認する場合のとおりで、まず、不慮の事故又は自然災害により発生した産業廃棄物で、国又は地方公共団体から協議又は依頼がある場合。それから、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条第1項により認定された計画に基づき搬入する場合。それから、九州の地域内において排出された産業廃棄物であって、搬出県内に処理する施設がないか、処理施設があっても処理能力が足りない場合、排出事業者の状況からみて緊急に処理する必要がある場合、排出県内の自治体や国の機関から、処理能力が足りないなどの理由により要請等があった場合、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定めます「使用済自動車及び解体自動車」を処理する場合、その他搬入を認めるべき相当な理由がある場合といたしております。

なお、新エネルギー関係につきましては、王子製紙株式会社が日南工場に設置されました廃棄物ボイラーに燃料として搬入される廃タイヤと木くずを対象といたしております。この王子製紙に搬入される分については、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で認められた施設に石油代替エネルギーとして搬入されるものであることから、本県への生活環境保全の観点からは実質的な影響はほとんどないと考えているところでございまして、九州以外の全国からの搬入も承認いたしているところでございます。

また、本県内で発生した産業廃棄物で、その特殊な性質により本県内でも処分ができないために、本県からほかの県に出ている産業廃棄物

が年間約12万トン程度ございます。このため、一律で本県内への搬入を禁止するのではなく、ウの（ア）にございますように、九州の地域内において排出された産業廃棄物であって、排出圏内に処理する施設がないか、処理施設があっても処理能力が足りない場合には、本県への搬入を承認いたしております。本県への県外産業廃棄物の搬入承認理由のほとんどがこの場合に該当いたします。具体的な例を挙げますと、鹿児島県には現在、管理型最終処分場がございませんので、本県の管理型最終処分場への搬入を認めているところでございます。

続きまして、県外からの産業廃棄物の搬入量と処理方法についてでございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。上段の表が平成15年度から19年度までに本県に搬入された産業廃棄物の量と処分目的でございます。一番右側の19年度の数値で御説明いたしますと、焼却などの中間処理目的で搬入された量が13万1,886トンでございまして、このうち、先ほど御説明いたしました王子製紙への燃料としての搬入が9万8,207トンでございまして、実質的な中間処理目的の搬入量は、その下の段の3万3,679トンでございます。また、埋め立ての最終処分目的で搬入されたのは6万7,243トンで、中間処理と最終処分の合計で19万9,129トンが、本県内に搬入され処分されております。なお、王子製紙分を除いた実質的な搬入量の合計は、表の一番下にありますとおり、10万922トンとなっております。

表の中ほどの太い枠で囲っている部分は、王子製紙を除く中間処理目的を指しておりますが、この内訳を下の表に記載しております。中間処理の処分方法として、焼却、破碎・溶融、堆肥化・飼料化、その他に分類して各年度の搬入量

を示しております。一番右側の19年度の数値で御説明いたしますと、焼却目的で1万2,453トン、廃プラスチック類などの破碎・熔融目的で5,908トン、食品残渣等の肥料化・飼料化目的で1万5,318トンがそれぞれ中間処理されております。

以上、県外からの産業廃棄物流入量と処分方法について御説明いたしましたけれども、宮崎市内の搬入につきましては、中核市である宮崎市の管轄でございますので、県の管轄外でありますので、この数値には含まれていないことを申し添えておきたいと思っております。

なお、宮崎市に搬入されている量につきましては、平成18年度の実績で1万トン程度で、焼却、破碎、堆肥化がそれぞれ3分の1ずつとお聞きいたしております。

私からの説明は以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 山村・木材振興課からは、県内の木質バイオマスの現状について御説明いたします。

3ページをお開きいただきたいと思います。まず、(1)の県内の木質バイオマスの発生量と利用状況であります。グラフ1をごらんいただきたいと思いますが、県内で発生する木質バイオマスを種類別に示したものです。県内には製材工場等で発生する製材残材が年間24万トン、全体の27%、建築物解体工事現場等で発生する建設廃材が年間9万トン、全体の10%、森林の伐採現場に残されている末木（丸太をとった残りの先のほう）とか枝葉、また利用されずに林内に放置されている間伐材などの林地残材が年間58万トン、全体の63%、合計で91万トンの木質バイオマス資源が発生していると推計しております。また、右側の表ですが、その利用状況を示しております。表の中の上ですが、製材残

材の91%、建設廃材の77%が利用されておりますが、林地残材につきましては0%となっております。これは、収集・運搬コストがかかりますことから、ほとんど利用は進んでいない状況にあります。

次に、(2)の製材工場等における残材の利用状況であります。グラフ2は、製材残材量を種類別に示したものであります。内訳は、製材した残りの端材、オガ粉、バーク（木の皮）の3種類がありまして、その発生量は、端材が11万トン、オガ粉が7万トン、バークが6万トンの合計24万トンであります。右側のほうにありますように、端材につきましては製紙用チップや燃料などに97%が利用されております。また、オガ粉につきましては家畜用の敷料などとしてほぼ100%が利用されております。バークにつきましては、堆肥の原料や燃料などに68%が利用されております。

次に、(3)の木材産業分野における利用状況であります。①にありますように、県内の製材工場等では、製材の残材を熱源として利用する木質ボイラーの導入が進んでおりまして、平成19年度末現在で19の事業体において木質ボイラー22基が整備されております。写真にありますように、このボイラーを熱源として木材の乾燥が行われております。右の表にありますように、平成18年次で県内の人工乾燥材生産量が20万5,000立方メートルございますが、このうち木質ボイラー導入工場での生産量は10万1,000立方メートルと、全体の約5割が木質バイオマスを活用して生産されております。

また、②にありますように、県では、木材乾燥や発電に使用する木質ボイラーの導入等を支援してきておりますが、平成20年度におきましても木質バイオマス活用促進事業によりまして、

木質ボイラーの導入1基、また、シンポジウムの開催により民間企業や市町村等へのバイオマスの普及啓発に取り組んでいるところです。

右のページの上段に木質バイオマスを活用した発電施設の例を挙げております。写真の右に記載してありますように、県内では2カ所で木質バイオマスを使った発電が行われております。その一つが、この写真にある、南郷町にありますウッドエネルギー協同組合で、平成16年から稼働しており、出力は時間当たり1,300キロワットであります。もう一つが、小規模でありますけれども、都城市にあります都城プレカット事業協同組合で、同じく平成16年から稼働しておりますが、出力は時間当たり134キロワットであります。

次に、(4)の木質ペレット製造工場の建設の事例であります。現在、門川町におきまして民間企業が、バークや間伐材などを原料とする大規模な木質ペレット製造工場の建設を進めております。当工場は本年8月には稼働を始めまして、延岡市にある旭化成の火力発電施設などへの供給を開始すると聞いております。

事業の概要の①にありますように、施設の整備につきましては、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金の採択を受けて進めておりまして、投資額は約7億円となっております。

②にありますように、ペレットの生産計画につきましては、本年が1万トン、21年以降が1万8,000トン、最大能力は2万5,000トンとなっております。今後、関係市町村や森林組合、当工場と連携しまして、森林内に残された間伐材など林地残材の有効利用も図られるよう努めていきたいと思っております。

参考までに、現在の工場の建設状況の写真を添付しております。建物はほぼ完成しておりま

す。

最後に、(5)の農業分野での動きでございますが、宮崎県経済農業協同組合連合会では、近年の原油高騰が施設園芸農家に深刻な影響を及ぼしていることから、写真にありますように、平成18年度から園芸ハウスで木質ペレットを利用した加温機の実証試験に取り組んでおります。その試験結果では、野菜の生育は重油の場合とほとんど差はなく、また、燃料コストの面で一定の成果が出ていると聞いております。今後とも担当部局と連携して、農業分野でペレットなどの木質燃料の利用が促進されるよう協力してまいりたいと考えております。

山村・木材振興課からは以上であります。

○西村委員長 以上で執行部の説明は終わりました。

なお、地球温暖化防止の一環として、北海道洞爺湖サミット初日、7月7日に実施されます「クールアースデー」に係る県内の取り組みをまとめた資料を、別紙にてお手元に配付しておりますので、ごらんください。

それでは、御意見、質疑がございましたら、お願いいたします。

○鳥飼委員 1ページの②に指導要綱の概要が書いてあります。道久課長のところとは違うかもしれませんが、指導要綱の法的な効果についてはどんなふうに思っていますか。

○道久環境対策推進課長 県の要綱でございますので、条例とか法律という形で強制ということではなくて、あくまでも行政指導という位置づけになるかと思えます。

○鳥飼委員 現在、34道県が何らかの規制をしているということですが、要綱以外の規制がわかっておれば、お答えをお願いします。

○道久環境対策推進課長 34道県が何らかの形

で規制しているということですが、条例で規制しているところが13県でございまして、21道県が要綱で定めている状況でございます。

○鳥飼委員 宮崎県の場合は、平成4年に要綱を定めて今までこられたわけですが、要綱だったら「お願いします」ということですよ。業者に対して強制力はないと思うんですが、条例化について検討されたことはないのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 廃掃法の規定では、その地域内、宮崎県なら宮崎県内で排出されたものは宮崎県で処理しなければならないという規定ではないわけです。最終処分は広域的にしなければならないという考え方でございます。今、宮崎県は原則搬入禁止という行政指導の形でやっておりますけれども、条例化しますと法律でございまして、法律に反するような規定はできないこととなります。ですので、私どものほうとしては、条例よりは行政指導の分野に偏ってしまうかもしれませんが、要綱という形で今後とも進めていきたいと考えております。

○鳥飼委員 考えはわかるんですけども、私は10何年前に豊島に行ってきました。「ミミズの養殖をするからこれは廃棄物ではないんだ」というようなことでへ理屈をつけるけれども、これを法的に規制をすることはできなかったということで、結局、香川県の豊島の人たちが大変な損害を受けて、島全体が汚染をされたという歴史があるんです。考え方としてはわかりますけれども、やはり、法的に対抗すると。業者の人も、立派な業者もおればそうでない人たちもおるわけです。今から、自治体の法務という関係でそういうことも検討していただけたらと思っております。これは要望ですからお答えは要りません。

もう一つ、③の県内の搬入を承認する場合ですけど、平成4年以降追加された条文はないですね。確認をしておきたいと思います。

○道久環境対策推進課長 追加されたのが、③のイ「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条第1項により認定された計画に基づき搬入する場合、それからウの(エ)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定める「使用済自動車及び解体自動車」を処理する場合、この2つを追加しております。

○図師委員 説明の最後のほうだったんですが、木質ペレットを利用した加温機実験が非常にいい成果が出ているようですね。コスト面でも、今の段階で重油と比較してもバランスがとれているという御説明でした。ということであれば、さらに今後、燃油高騰が考えられるわけで、私としては、木質ペレット製造工場の建設は推進していただきたいと思うんですが、この件についていかがお考えですか。

○楠原山村・木材振興課長 ペレット工場の建設を推進してはということですが、先ほど御説明しましたように、門川町にできるのは最大能力2万5,000トン、これは国内でも最大規模であります。現在、国内に38のペレット工場が稼働していると言われておりますが、全体でもまだ3万トン前後の生産であります。今回できるのが門川に2万5,000トン、ちょっと先になりますが、大分の日田にほぼ同じ規模のものが、これも三菱商事によってできます。そういうことから、需要というものがきちっと見込めないと、なかなかそういうところまでいかないと思います。

○図師委員 門川の工場が最大年間2万5,000トン、これは、加温機で使った場合、何張り分のハウスに供給できるのか、そういう計算はされ

ていますか。

○楠原山村・木材振興課長 加温機の場合、1反のピーマンで22トン使っておりますので、その逆数ということになります。

○図師委員 1反で22トン使うのであれば、県内のハウスの量から考えると、まだまだ量的には足りないと思われます。一つ心配なのは、原料となるバークや間伐材がどれくらい出てくるのかなというところもあるんですが、3ページの(2)では、バークやオガ粉の利用率が91%ということですので、工場はできた、需要もある。ところが、材料がないという状況になるとバランスがとれません。このあたりはいかがお考えですか。

○楠原山村・木材振興課長 おっしゃるとおり、材料を集めるのが一番課題だと思っています。今回設立されるフォレストエナジー門川も同じ認識でして、現在、特に県北の製材業の皆さんを中心に、利用が余り進んでいないバークを集めようと、それが一つ。それから、製材工場と同じように、市場でも選別をする際にバークが出ます。これを主体にしようと考えておられます。当然、足りないことが見込まれるものですから、門川町を中心にした地域の利用されていない間伐材、あるいは耳川や五ヶ瀬川のダムにたまる流木も使おうということで、今進められております。

○押川委員 今後、化石燃料を使うことの規制が、洞爺湖サミット後に出てくることが予想されるんです。そういうことを考えたときには、宮崎の施設園芸ハウスの燃料としての木質ペレット、これも相当そういう対策をしておかないと。一番最初の委員会的时候も言ったんですが、必ずCO₂を減らせということで来ると思います。具体的なことについては図師委員のほ

うから質問がありましたから、洞爺湖サミット後、国内における施設園芸の化石燃料が禁止されること等々が出てきたときにどう対応するか、そこあたりまで協議しておられればお聞かせいただきたいと思います。

○楠原山村・木材振興課長 そこまでは農政水産部とも協議はしておりませんが、経済連が中心になって実証実験をやっているわけですが、うちもこれにはメンバーとして加わっております。加温機は、重油の場合が100万ちょっとですが、木質ペレットになりますと、周辺設備を入れますと400万前後ということで、加温機の改良が非常に大きな課題と聞いております。まだ改良は一生懸命進められると聞いておりますので、特にことし以降、国の制度事業も使って導入が進められないか検討されると聞いておりますので、我々も供給がきちっといくように協力していきたいと思っております。

○押川委員 後の部分も出たわけでありましてけれども、そういうことでその対策等を並行して始めておかないと、その時点では対応が難しくなってくると思いますから、あわせて、国あるいは県内の各関係機関と協議等していただいて対応をお願い申し上げておきたいと思っております。

○井本委員 今、流木は至るところに山のようにこづんであるんですが、あんなのは利用できませんですか。

○楠原山村・木材振興課長 現在問題になっているのは海岸の流木だと思うんですが、海岸の場合は塩分を含んでおります。先ほど申し上げましたけれども、ダムの流木の場合は、真水ですのでかなり使えるんじゃないかということです。塩分の場合は、浸透圧の関係で木材の中には浸透はしていないんだそうですけれども、表面には塩分がついていると。あとは機械の耐用

とかありますので、大学等の研究機関とも相談していききたいということでありました。

○井本委員 最初の搬入の件ですが、普通、原則禁止というなら、例外は必要最小限でなければならんと思うんです。原則は禁止、もしも認める場合は、ほかの方法でやろうとしてもできないときは認めましょう。必要最小限、例外として認めましょうというのが普通の考えです。この場合、特に一番最後の（オ）は、「その他搬入を認めるべき相当な理由がある場合」、あいまい条項というのは、例外規定の中にこういうのは本来あるべきじゃないと思うんです。また、だれがいい悪いと決めるのか。この条項、特に（オ）はおかしいんじゃないか。例外なら例外で、これは例外ですから必要最小限これだけ認めますよということではなければならんんじゃないかという気がしますけど、どう思いますか。

○道久環境対策推進課長 委員がおっしゃるとおりだと思います。原則禁止ということをやっている以上、認めるのは例外でなければならないということは、私どもも思っております。ただ、九州各県の状況を見ますと、例えば鹿児島県の場合は管理型処分場がない。どうするかといったら、どこかで処理しなければならないわけですから、そういう場合もございまして、物質によって違うみたいですが、焼却しても、水質検査なんか0.何ナノグラム以下でなければならないとか、そういう焼却能力を持っている処理施設がない県もあるわけですから、そういうときには受け入れるというような形です。福岡県の場合は処理場そのものが不足しているので、安定型の排せつ物については認めているという状況でございまして、例外として一定のものは認めていかざるを得ないと考

えております。

それと、③のウの（オ）その他搬入を認めるべき相当な理由がある場合ということですが、都城地区は、鹿児島県の旧財部町、今の曾於市財部町、末吉町については古くから行われてきたということで、広域処理の観点から認めているという例と、雲海酒造の鹿児島工場が五ヶ瀬町で処理するために認めている、この2つだけございまして、その他につきましては認めていない状況でございまして。以上でございます。

○井本委員 こういう例外規定にはあいまい条項というのは本来認められないわけですよ。だから、それはそれではっきり書くべきだと思います。この場合とこの場合はやむを得なく認めるということにしないと、「その他搬入を認める」ということになれば、この2つのこと以外にも、またこれに入ってくる可能性があるわけですから、例外ははっきりとすべきだと思いますけど。

○道久環境対策推進課長 おっしゃるとおりだと思います。原則搬入禁止ですので、③の場合は例外なんです。そして③の（ウ）の（オ）は例外中の例外なんです。ですから、入れるべきじゃないというお考えはよくわかります。ただ、想定もしていなかったような事例というのも起こり得るものですから、委員おっしゃるようにこの場合この場合と明記するのも必要かと思っておりますけれども、（オ）のような形で突発的なことにも対応できるように規定しているというのが実情でございまして。

○蓬原委員 今は搬入の場合ですが、逆に宮崎県の産業廃棄物が隣県あるいは九州管内に出ている量というのはあるわけですよね。そこは把握しておられますか。

○道久環境対策推進課長 こちらのほうも環境

省の調査で明らかになっているんですけども、今は17年度の数値しか出ておりません。17年度の数値で11万9,000トンとお聞きいたしております。

○蓬原委員 行き先はわかりますか。

○道久環境対策推進課長 11万9,000トンの内訳といたしましては、一番多いのが大分県に3万8,000トン、福岡県に2万9,000トン、鹿児島県に2万8,000トンなどとなっております。

○蓬原委員 ということは、34道県が何らかの規制ということですから、この3県は一応本県と同じような条項で規制はしているわけですね。

○道久環境対策推進課長 福岡県は現在のところ規制いたしておりません。

○蓬原委員 そうなった場合に、当然、こちらとしては県外に搬入させてほしいと、ここにあるアイウエオのような条項に基づいてやっておられると思うんですが、それはどういうふうに理由づけてやっておられるか。

○道久環境対策推進課長 基本的には排出業者が自分で処理するものとなっておりますので、その実態については把握いたしておりません。

○蓬原委員 排出する事業所が産業廃棄物は処理すべきものであるというのが基本なわけですね。そこをまず確認しておきたいと思います。

○道久環境対策推進課長 そのとおりでございます。

○黒木覚市委員 県内から出ている産廃、これは種類のにはハウス関係のビニールとかも含めてなんですか。

○道久環境対策推進課長 そちらのほうは入ってきてはいますけれども、県内から県外には出ている例はないということでございます。

○黒木覚市委員 どういうものが種類のには多いんですか。

○道久環境対策推進課長 例を挙げますと、国富町にございます日立プラズマディスプレイ(旧富士通プラズマディスプレイ)とか旭化成、今は名前が変わったみたいですが、清武町にございますコマツ電子が出していらっしゃるということです。日立プラズマディスプレイでは、ICチップを洗浄する特殊な液体の廃酸を出しているとお聞きしております。

○黒木覚市委員 日向に、そういった処理をする黒田工業という工場が新たにできました。ここではかなり産廃の処理が進んでいるんですが、これは県内分だけですか、県外からも入っているんですか。

○道久環境対策推進課長 黒田工業は日向の工場には入っていないそうです。延岡の工場のほうに入っているみたいでして、2ページの下表に破砕・溶融が19年度ベースで5,908トンとございますが、これがすべて黒田工業に入ってきた分だとお聞きしております。

○黒木覚市委員 ここは、今言うように、特殊なゴムやビニールを処理するのに、大分や熊本の園芸用のビニールなどが入っているわけですか。

○道久環境対策推進課長 黒田工業の場合は、委員がおっしゃいましたように、農業用のビニールに使われる塩化ビニールなどの廃プラスチック類が入ってきているということでございます。

○蓬原委員 先ほど私が質問したことの関連ですが、産業廃棄物は基本的に排出した事業者が処理すべきものであるという基本的な考えと、廃棄物に関して、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は県の関与というふうに私はとらえてきておりましたが、そうなったときに、事業者が責任を負って処理すべきものであるという原則と、

産業廃棄物は県が関与すべきであるという整合性はどういうふうに整理づけていいのか、そこを後学のために教えてください。

○道久環境対策推進課長 あくまでも産業廃棄物は排出業者が処理すべきものでございます。ただ、処理するためには施設が必要でございますので、ほかの業者に料金を払って委託して処理していただいているのが実情でございます。委員がおっしゃいます県の関与は、処理業の許可とかの問題でございまして、今問題になっているエコクリーンプラザみやぎにつきましては、県内にその当時管理型処分場が全然なかったといったあたりから、各市町村のほうから県でつくってもらえないかという要望がございまして、それでは県のほうでつくりましょうということでできた施設でございます。必ずしも県がつくらなければならないという施設ではございません。

○鳥飼委員 先ほどのことで、宮崎市が除かれているということですが、宮崎市も同じような要綱でしょうか。

○道久環境対策推進課長 県と同じような形の要綱でやっていらっしゃるとお聞きしております。

○鳥飼委員 その際に、条例化との関連も出てくるんですけども、県外の廃棄物については高くすると、トン当たり幾らとか価格を2段にするんです。それで規制をしていく。事実上の規制を図ることは可能なんですか。

○道久環境対策推進課長 処理するのは民間の業者でございます。ですから、価格の設定はあくまでも事業者のお考えで設定すべきものであって、行政が、この分については何割高くしろということとは言えないだろうと思っております。

申しわけございません。大分県では、県外から入ってくる分については、協力金という形でトン当たり500円をいただいているということでございます。

○鳥飼委員 宮崎ではやっていないということで、エコクリーンの話が出ましたけれども、あそこは宮崎市にあるものですから、宮崎市が管理をしていると思います。この数字もですね。だけど、建設費用は県内の人たちが出したわけですから、そういう価格設定をして県外廃棄物を規制していくという考えも一つあるだろうと思います。これはいろいろと議論されていますから、答えは結構ですけれども、頭の中に入れて検討してください。

○高柳環境森林部長 その点については、民間の産廃業者は業としてやりますので、当然、ある程度の量は確保しないと業としてはやっていけない。あるいは価格をどう操作するかというのは、業として成り立つかどうかという部分もありまして、非常に難しい問題があると思います。それと、内容的には、本県の指導要綱的な内容の条例さまざまございますので、条例で規制しているから強制力があるかどうかは、条例の中身によっていろいろございます。

○榎藤委員 2ページの18年度から19年度にかけての最終処分目的（埋立）のふえている分は、どうしてですか。

○道久環境対策推進課長 ほぼ倍増になっておりますけれども、これの主な要因につきましては、都城市高城町に管理型最終処分場の株式会社イー・アール・シーというのができまして、18年度から営業開始しておりますが、こちらのほうが通年営業になったということ。もう一つは、平成19年度からは、福岡県の依頼に基づきまして、県内への安定型最終処分場の搬入を承認し

始めたということが主な要因となっております。

○**榑藤委員** そうしますと、福岡だどこだという部分についての1次的な判断、いいのかどうかというのは民間がやるのか。県全体の行政指導を経て民間がゴーサインを出すのか。

○**道久環境対策推進課長** 処分の依頼は、排出業者から処分場を持っている業者に依頼するという形になります。県外から搬入するときには、県のほうによろしいかというものが出てくるということでございます。

○**榑藤委員** ということは、県はその時点でどういうことをするんですか。

○**道久環境対策推進課長** 要綱で搬入は原則禁止と定めておりますので、県のほうによろしいかという事前協議があれば、1ページの③に掲げているようなことに該当するかどうかチェックして認めるという形になります。

○**榑藤委員** 福岡には設備がないということもあって、工業用を含めてかなり県外で面倒を見てもらっているというのはわかるんですが、福岡独自で長期計画を持ちながら、将来的にはこうしますというようなもの等があって、その間の暫定的な形で依頼するというならまだいいんだけど、そういうところもぜひ検討項目としてやってもらわないと、逆に既得権的に、宮崎だったら埋設の能力があるからどんどんふやしてもいいじゃないかみたいに、しかし、大きい県が宮崎に持ってくるということになると、この会社からいっても、単純に難しいということも言えないのかもしれませんが、ここらあたりは、要綱をつくった意味からして、自県のもの自分の県でやっていこうという姿勢で……。

先ほどの鹿児島から何で来たかは、具体的な説明を聞いてわかりました。雲海酒造と末吉、財部というのはわかりましたが、今後は、我々

だけじゃなくて、県民世論からして、それはもうやむを得んなというようなものがあるべきだと思うんです。埋設の余力があるからということではないと思いますが、福岡にも埋設その他についても適地はあるんじゃないかという気がしますので、将来展望があつての暫定措置というならわかるけど、私が心配するのは、どんどん受け入れてくれるからふやそうというような傾向が出てくると困るのではないかなと、そういうことを思ったものですから。

○**道久環境対策推進課長** 委員おっしゃるとおりだと思うんです。処分場は民間の施設ということで、県は計画も何も持たずにやっていいのかという問題になろうかと思えます。先ほどちょっとお話ししたんですけれども、鹿児島県には現在、管理型処分場がないということで、県のほうが薩摩川内市に管理型処分場をつくらうということで動いていらっしゃいます。それから、熊本県でも同様ですし、沖縄県でも計画が進んでいるということでございます。

それから、今お話に出ました福岡県もですけれども、公共関与の最終処分場建設に向けてその調査を進めるということで、最終処分目的の搬入は、そういうものができてくれば、将来的には減少するんじゃないかと考えております。

○**押川委員** 教えてください。王子製紙の件ですが、わかる範囲で結構であります。廃タイヤを持ち込む業者と、搬入料金というのがあるんですか。

○**道久環境対策推進課長** 王子製紙に搬入している業者は把握しているみたいですが、申しわけございませんけれども、価格のほうは把握いたしておりません。

○**押川委員** なぜこういう質問をしたかということ、タイヤの不法投棄等が結構多いですね。

この対策に、ボイラーの燃料としてタイヤを燃やすということでもありますから、こういう対策ができればいいのではないかと思ったものですから、県がそういう把握をされているかなと思いましたが、できればそこらあたりを調べていただいて、どういう状況であればそこに搬入できるのかを聞く必要があるのではないかと思います。後日でも結構でありますから、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

○道久環境対策推進課長 聞き取りになろうかと思えますけれども、御報告させていただきたいと思えます。

○蓬原委員 今の廃タイヤも関連することですが、県内の産業廃棄物の不法投棄の監視体制はどういうふうになっていますか。

○道久環境対策推進課長 現在、廃棄物の監視員を18名配置いたしております。保健所それぞれに2～3名ずつ配置いたしまして、本課にも1名配置して監視に当たっているという状況でございます。

○蓬原委員 巡回というか、空から見るとか通報を受けてとか、そういうことですか。

○道久環境対策推進課長 巡回もいたしますし、県民の方から不法投棄があるよという通報がございましたら、現地に行って、不法投棄された方がわかれば指導するというような形で進めております。

○蓬原委員 最近の事例で、不法投棄の大きなものがあつたんでしょうか。

○道久環境対策推進課長 県管轄の大規模な案件としては、18年に、清武町におきまして建設業者がコンクリート殻を2,440トン不法投棄したという事例がございまして、行政指導の後、ことしの2月までにすべて撤去したということでございます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

私から1点、宮崎市のほうが重点的にやっていると思いますが、先日、田野のタイシンという会社の不法投棄が報道されているんですが、県としてとられる対応が現時点で決まっておれば教えていただきたいと思えます。

○道久環境対策推進課長 宮崎市は中核市でございまして、県と同等の権利がございまして。宮崎市の分につきましては宮崎市が処理するという形になっておりますので、状況は把握する必要があろうかと思えますけれども、県がタッチすることはございません。

○西村委員長 そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、これで終わりたいと思えます。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、協議事項(1)の委員会活動の変更についてであります。資料1をごらんください。

常任委員会でも話があつたと思えますが、1月26日に九州議員交流大会が開催される予定となっております。そのため、1月27日に開催予定となっております、1月閉会中の委員会を1月29日に変更したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、そのように決定いたします。

次に、協議事項(2)、7月16日から17日にかけて実施いたします県北調査についてでありま

すが、前回委員会で一任を受けまして、正副委員長のほうで日程案を資料2のとおり作成しましたので、ごらんください。

日程の詳細について説明しますと、県北調査候補地として、16日にみやざきバイオマスリサイクル株式会社、延岡市妙田下水処理場、フォレストエナジー門川株式会社を挙げてあります。みやざきバイオマスリサイクル株式会社では、鶏ふんを利用した発電についての視察をさせていただき予定となっております。妙田下水処理場については、消化ガスを利用した発電事業について御説明いただく予定となっております。フォレストエナジー門川株式会社は8月上旬に本格稼働の予定であります。木質ペレットの製造現状についての話をいただき、試運転中の視察をさせていただき予定となっております。

17日の候補先としましては、黒田工業ひゅうがりサイクルセンター、県総合農業試験場を挙げております。ひゅうがりサイクルセンターでは、廃プラスチック等のリサイクルの現状と課題、県総合農業試験場では、行政施設としては、九州最大規模の太陽光発電装置の概要を説明させていただき予定しております。

この案につきまして御意見などございましたら、お願いいたします。

○井本委員 廃食用油を軽油と変わらんようにする仕掛けをやっておるところがあると思うんです。

○図師委員 私が知っているのは、木城町の中部産業といいまして、そこはし尿処理をしているところですが、自分ところで廃油を集めてそれを自分ところの車に入れると、本当に小規模のところはあります。大規模のところはわかりません。

○西村委員長 こちらのほうもそのアイデアを

受けまして調べたんですが、県内でまだ採算ベースにのせて大きくやっているところはないということです。

それでは、このような形で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、後ほど書記が出欠につきまして確認をいたしますので、よろしくお願い致します。

また、服装につきましては、夏季軽装にてお願いいたします。

次に、8月5日から6日にかけて県南調査を予定しておりますが、7月閉会中の委員会開催後から日を置かずに実施されることから、今回、正副委員長案を作成しましたので、資料3をごらんください。

県南調査では、環境・新エネルギー対策に関する行政や企業の取り組みを中心に調査したいと思っておりますが、御意見や御要望等ありましたら、お願いいたします。

それでは、この案で調整させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、次回委員会での執行部への説明、資料要求について御意見や御要望はありませんでしょうか。

御意見や御要望がないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

最後になりますが、その他で委員の皆様からございますか。

○井本委員 鳥飼委員が言われたように、ほか

の県では既に条例があるのに、つくりたがらん
ような状況でありますので、我々委員会で年度
内に議員の発議でつくってもいいんじゃないか
という気がするんですが、いかがなものですか。

○蓬原委員 他県の条例を見てみたいですね。

○井本委員 30何県もつくっておるなら、私は
やるべきだと。やりたがらんような雰囲気です
が、立法府の我々が本当はつくらないといかん
立場ですから、彼らがつくれつくれじゃなくて、
我々が主体的に動いてもいいんじゃないかとい
う気がするんです。資料を取り寄せて検討しま
しょう。

○西村委員長 今の御意見を参考にしまして、
正副委員長のほうで書記と一緒に、他県の条例
案等を調べて、次回の委員会までに集められ
るだけの資料を集めたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

では、確認の意味も含めまして、今後の日程
についてお話しいたしますが、次の委員会は、
7月16日からの県北調査となりますので、御参
加をよろしく願いいたします。

また、次回委員会は7月下旬を予定しており
ますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会